

川口市告示第 566 号
令和 7 年 7 月 3 1 日

川口市長 奥ノ木 信夫

生活保護法等による医療機関等の指定及び変更等について

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助のための医療並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施術を担当する機関の指定及び生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助のための医療並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する指定医療機関又は施術を担当する指定施術機関からの変更等の届出は別紙一覽のとおりである。

指定申請等一覧(告示)

種別	指定内容	医療機関名称 施術機関名称
柔道整復	新規	和整骨院
柔道整復	新規	元気整骨院
あん摩・マッサージ	新規	訪問マッサージ アシスト
はり・きゅう	新規	訪問マッサージ アシスト
医科	廃止	けやきクリニック
医科	廃止	慶友川口駅前整形外科